

新型コロナウイルス感染症の影響により
次の要件を満たす組合員は保険料を減免します

1 対象となる組合員

- (1) 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡した世帯
- (2) 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が重篤な傷病を負った世帯
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響により、組合員の事業収入等（事業収入、又は給与収入）のいずれかの減少が見込まれ、当該減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上である世帯

注1 主たる生計維持者が組合員であり、その死亡により世帯全員が資格を喪失する場合は、減免の対象となりません。

注2 前年の収入と比較するのは、組合員の事業収入等の「いずれか」の収入のみであり、事業収入等の全部を合計して比較する必要はありません。

2 減免額等

- (1) 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯の場合は、保険料を全額免除します
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、組合員の事業収入等のいずれかの収入の減少が見込まれる世帯の場合は、表のように減免します。

【表】

減少率	減額又は免除割合
5 / 10 以上	全 額
5 / 10 未満 4 / 10 以上	3 / 4
4 / 10 未満 3 / 10 以上	2 / 4

3 減免する期間

令和2年4月分から令和3年3月分までの保険料

4 減免の方法

保険料を一旦納付していただき、後日還付（指定口座へ振込）します。

5 その他

申請する場合には提出が必要な書類がありますので、事務局（052-228-0910）まで御連絡ください。

なお、国の財政支援の範囲内での減免となりますことを予め御承知おきください。